

◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 地方独立行政法人法（以下「法」という。）及び地方独立行政法人法施行令の規定により地方独立行政法人を設立する団体の規則で定めることとされている事項を定める。
- (2) (1)に伴い、鳥取県が設立する地方独立行政法人（以下「法人」という。）に係る事務処理権限の区分を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、法人の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 業務方法書の記載事項	業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ア 法人の定款に規定する業務に関する事項 イ 業務委託の基準 ウ 競争入札その他契約に関する基本的な事項 エ アからウまでに掲げるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項
(3) 中期計画の認可等	ア 法人は、中期計画の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の30日前までに（法人の成立後最初の中期計画については、法人成立後遅滞なく）、所管部局長に提出しなければならない。 イ 法人は、中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書に変更後の中期計画を添付して、所管部局長に提出しなければならない。
(4) 中期計画に記載する業務運営に関する事項	中期計画に記載する業務運営に関する事項は、次のとおりとする。 ア 施設及び設備に関する計画 イ 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 ウ 人事に関する計画 エ 業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 オ アからエまでに掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項
(5) 年度計画の記載事項等	ア 年度計画には、中期計画に定めた事項のうち当該事業年度に実施すべき事項を記載するものとする。 イ 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書に変更後の年度計画を添付して、遅滞なく所管課長に提出しなければならない。
(6) 各事業年度の業務の実績の報告	法人は、各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。
(7) 中期目標に係る事業報告書	中期目標に係る事業報告書は、中期目標に定めた事項ごとにその実績を明らかにしなければならない。

の記載事項	
(8) 中期目標の期間における業務の実績の報告	<p>ア 法人は、中期業務実績について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。</p> <p>イ 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法施行のために必要な報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。</p>
(9) 会計処理	<p>ア 所管部局長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産がその減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないもの（以下「減価対応収益のない資産」という。）であると認められる場合には、地方独立行政法人会計基準（以下「会計基準」という。）に基づき、当該償却資産を取得するまでの間に限り、当該償却資産を減価対応収益のない資産として指定することができる。</p> <p>イ アの指定を受けた資産の減価償却については、会計基準に基づき、減価償却費を計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。</p> <p>ウ 法人の設立の際に県から法人に出資された財産のうち償却資産については、アの指定を受けたものとみなして、イにより取り扱うものとする。</p>
(10) 財務諸表	<p>ア 法人は、財務諸表に係る承認を受けようとするときは、財務諸表を所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>イ 財務諸表のうち規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>ウ 一般の閲覧に供さなければならない財務諸表の閲覧の期間は、5年とする。</p>
(11) 中期計画に定める使途に充てられる剰余金の額の承認の手続	<p>法人は、毎事業年度における剰余金を中期計画で定める剰余金の使途に充てるための承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該年度の財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>ア 承認を受けようとする金額</p> <p>イ アの金額を充てようとする剰余金の使途</p>
(12) 積立金の処分に係る承認の手続	<p>法人は、中期目標の期間の最後の事業年度において積立金を次の中期目標の期間の業務の財源に充てるための承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該年度の財務諸表の提出に併せて所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>ア 承認を受けようとする金額</p> <p>イ アの金額を財源に充てようとする業務の内容</p> <p>ウ 県に納付しようとする剰余金の金額</p>
(13) 納付金の納付の手続	<p>所管課長は、所管部局長が(12)の承認をしたときは、速やかに納付金の額及び納付期限を法人に通知するものとする。</p>
(14) 短期借入金の認可の申請	<p>法人は、短期借入金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を所管部局長に提出しなければならない。</p> <p>ア 借入れを必要とする理由</p>

	イ 借入金の額 ウ 借入れの時期及び期間 エ 借入先 オ 借入金の利率 カ 借入金の償還の方法及び期限 キ 利息の支払の方法及び期限 ク その他所管部局長が必要と認める事項								
(15) 重要な財産の処分等の認可の申請	法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。 ア 財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、その適正な見積価額） イ 条件 ウ 方法 エ 処分等により法人の業務運営上支障がない旨及びその理由								
(16) 常勤職員数の報告	法人のうち特定地方独立行政法人が行う常勤職員数の報告は、1月1日現在における数を記載した報告書を、同月30日までに所管課長に提出して行うものとする。								
(17) 雑則	この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。								
(18) 施行期日等	ア 施行期日 施行期日は、公布の日とする。 イ 鳥取県事務処理権限規則の一部改正 法人に係る事務処理権限の区分を次のとおり定める。 <table border="1" data-bbox="486 1265 1327 1960"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>決裁権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> (ア) 法人の定款を定めること又はその変更 (イ) 法人の役員任免 (ウ) 法人が徴収する料金の上限額の認可 (エ) 重要な財産の処分等の認可 (オ) 中期目標を定めること又はその変更 (カ) 法人に権利又は義務を承継することの決定 (キ) 解散の決定 </td> <td>知 事</td> </tr> <tr> <td> (ア) 業務方法書、中期計画（議会の議決を要しないものに限る。）又は短期借入をすることの認可又は変更認可 (イ) 財務諸表、剰余金の使途に充てること又は積立金を次の中期目標の期間の業務の財源に充てることの承認 (ウ) 中期計画の変更の命令 (エ) 中期目標の期間の終了時における所要の措置 (オ) 減価対応収益のない資産であることの指定 </td> <td>部長委任決裁</td> </tr> <tr> <td> (ア) 法人が提出する報告書、届出等の受理 (イ) 中期目標その他の公表 </td> <td>課長委任決裁</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	決裁権者	(ア) 法人の定款を定めること又はその変更 (イ) 法人の役員任免 (ウ) 法人が徴収する料金の上限額の認可 (エ) 重要な財産の処分等の認可 (オ) 中期目標を定めること又はその変更 (カ) 法人に権利又は義務を承継することの決定 (キ) 解散の決定	知 事	(ア) 業務方法書、中期計画（議会の議決を要しないものに限る。）又は短期借入をすることの認可又は変更認可 (イ) 財務諸表、剰余金の使途に充てること又は積立金を次の中期目標の期間の業務の財源に充てることの承認 (ウ) 中期計画の変更の命令 (エ) 中期目標の期間の終了時における所要の措置 (オ) 減価対応収益のない資産であることの指定	部長委任決裁	(ア) 法人が提出する報告書、届出等の受理 (イ) 中期目標その他の公表	課長委任決裁
区 分	決裁権者								
(ア) 法人の定款を定めること又はその変更 (イ) 法人の役員任免 (ウ) 法人が徴収する料金の上限額の認可 (エ) 重要な財産の処分等の認可 (オ) 中期目標を定めること又はその変更 (カ) 法人に権利又は義務を承継することの決定 (キ) 解散の決定	知 事								
(ア) 業務方法書、中期計画（議会の議決を要しないものに限る。）又は短期借入をすることの認可又は変更認可 (イ) 財務諸表、剰余金の使途に充てること又は積立金を次の中期目標の期間の業務の財源に充てることの承認 (ウ) 中期計画の変更の命令 (エ) 中期目標の期間の終了時における所要の措置 (オ) 減価対応収益のない資産であることの指定	部長委任決裁								
(ア) 法人が提出する報告書、届出等の受理 (イ) 中期目標その他の公表	課長委任決裁								